

国家戦略特区 成長戦略改訂に向けた「追加の規制改革事項等」について

2014年6月10日

秋山 咲 恵

坂根 正 弘

竹中 平 蔵

国家戦略特区諮問会議の指示（別紙：5月12日 第5回国家戦略特区諮問会議 有識者提出資料）に基づき、昨年の成長戦略と同様に、今年も改訂版に改革の成果を盛り込むべく、現在、国家戦略特区ワーキンググループ（座長：八田達夫 大阪大学招聘教授）において関係各省と折衝中の「追加規制改革事項等」は、以下のとおりである。

なお、これらについては「全国規模又は少なくとも特区で実現」すべきとの観点から、規制改革会議とも、必要に応じ密接に連携を図っているところである。

A) 多様な人材や貿易・投資等、アクセスの強化・改善

- ① 法人設立手続きの簡素化・迅速化
- ② グローバル金融監督機能の強化
- ③ 空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和
- ④ 一体的な保税地域の設置の推進
- ⑤ 入管手続きの迅速化

B) 創業支援等、女性や若者が真に活躍できる環境整備

- ① 女性の活躍推進、家事支援ニーズへの対応のための外国人家事支援人材の活用
- ② 国家戦略特区での多様な外国人受入れのための新たな在留資格の創設
- ③ 労働基準監督署による監督指導の徹底などでの、新規企業等への新たな労働時間制度の適用
- ④ 公立学校運営の民間開放（民間委託方式による学校の公設民営等）
- ⑤ 保育士不足解消等に向けての対応強化
- ⑥ 大学のガバナンス改革に伴う運営柔軟化

C) 革新的な農業等の実践等、地域発先進モデルの構築

- ① 6次産業化推進のための農業生産法人の出資・事業要件の緩和
- ② 農地転用の柔軟化

国家戦略特区 成長戦略改訂に向けた当面の対応について（抜粋）

2014年5月12日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

今回指定された6か所の国家戦略特区においては、特区ごとに早急に区域会議を立ち上げ、前回の諮問会議での総理のご指示にもあるとおり、区域計画（事業計画）を、早いものは夏までにまとめる必要がある。

1、区域会議運営の基本的考え方について

このため、諮問会議有識者議員として、区域会議の円滑な立ち上げ、運営の際のポイントをまとめた「区域会議運営の基本的考え方」を別添1のとおり提示する。

これにより、6か所の特区のうち早いものについては、6月に予定されている成長戦略の改訂時に間に合うよう区域計画をまとめ、目に見える形で早期に、規制改革と具体的事業の実現を図るべきである。

2、当面の追加の規制改革事項等について

また、「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成25年10月18日日本経済再生本部決定）における規制改革事項（いわゆる「初期メニュー」）以外で、今回指定された特区におけるこれまでの提案や、それ以外の区域も含め「積み残し」となっている重要事項を、別添2のとおり提案する。

当面、少なくともこれらの事項については、昨年の成長戦略策定時と同様に今年も、6月の成長戦略改訂版に改革の成果を盛り込むべく、国家戦略特区ワーキンググループ等において直ちに関係各省と、全国規模又は特区における改革実現に向けた議論を行うべきである。その際、必要に応じ、産業競争力会議や規制改革会議とも密接に連携を図る。

国家戦略特区 当面の追加規制改革事項等 (例)

当面、特区の事業実現に必要な大胆な税制措置を含め、少なくとも以下の規制改革事項については、6月の成長戦略改訂版に改革の成果を盛り込むべく、国家戦略特区ワーキンググループ等において直ちに関係各省と、少なくとも特区における改革実現に向けた議論を行う。

<雇用・労働>

- 女性の活躍推進のための外国人家事支援人材の活用
- 特区での多様な外国人受入れのための新たな在留資格の創設 (創業人材・新規企業スタッフなど)
- 労働基準監督署による監督指導の徹底などでの、新規企業等への新たな労働時間制度の適用

<介護・保育・教育>

- 社会福祉法人・学校法人と株式会社のイコルフットィング (バウチャーの活用など)
- 大学のガバナンス改革に伴う運営柔軟化

<農業>

- 6次産業化推進のための農業生産法人の出資・事業要件の緩和
- 農地転用の柔軟化

<対日投資促進等>

- グローバル金融監督機能の強化
- 法人設立手続きの簡素化・迅速化
- 入管・検疫手続きの迅速化 (民間委託等)
- 保税地域の要件緩和 (総合保税地域の指定など)